



# I 古代編『播磨国風土記』の世界をたずねて：『播磨国風土記』神前郡条の研究

坂江, 渉  
古市, 晃  
松下, 正和  
高橋, 明裕

---

## (Citation)

共同研究「福崎町の地域歴史遺産掘り起こし及び大庄屋三木家住宅活用案の作成等」共同研究  
「福崎町の地域歴史遺産掘り起こし及び大庄屋三木家住宅活用案の作成等」（ふくさき再発見…

## (Issue Date)

2012-03-28

## (Resource Type)

research report

## (Version)

Version of Record

## (URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003852>



I 古代編 『播磨国風土記』の世界をたずねて

↳ 『播磨国風土記』 神前郡条の研究↳

坂江渉・古市晃・松下正和・高橋明裕

はじめに

本編は、平成二三（二〇一一）年度におこなった『播磨国風土記』神前郡条の共同研究の成果である。

◆ 『播磨国風土記』

和銅六年（七一三）五月、中央政府から諸国国司に対して、管轄下の特産物リスト、土地の肥沃度<sup>ひよく</sup>合い、地名由来、各地の伝承等の報告書の作成・提出が命じられた（『続日本紀』同年五月甲子条）。これを受けて各国ごとに作成された報告書が、一般に「風土<sup>ふうど</sup>記<sup>き</sup>」ないしは「古風土<sup>こふうど</sup>記<sup>き</sup>」と呼ばれる史料である。現存するのはわずか五ヶ国分で、その中に播磨国

も含まれている。

ただし『播磨国風土記』の祖本（原本）テキストである「三条西家本」は、中央政府に提出された公文書の完本ではない。播磨国の役所内にのこされていた未完成の草稿本だったらしく（平安時代の写本。国宝指定・天理大学附属天理図書館蔵）、文字表記や配列などの点で不完全な部分が少なくない。

また播磨国が管轄する全一二郡のうち、冒頭の総説部分から明石郡の部分と、赤穂郡の箇所を欠いている（地図参照）。これらは何らかの理由で早くから散逸したようである。

このうち神前郡の条に眼をやると（本郡については古代史料で「神崎郡」「神崎郡」などさまざまに書かれるが、以下、原則として「神前郡」と統一表記する）、合わせて八〇〇字以上の文字が書かれている。神前郡の地名由来のほか、六つの里名（聖岡里・川辺里・高岡里・多駝里・蔭山里・的部里）、および「山」「川」「野」など、各里ごとの自然地名等が合計一六例載せられている。和銅六年五月の官命では、各地の特産品目の報告も命じられていたから、本条にも「檜」「杉」「黒葛」「槐」などの植物の



生える箇所の記述がみられる。しかし風土記の作成の最大の目的は、各地の地名とそのいわれを収集・把握しようとする点にあった。したがって本条に掲げられる神前郡内の地名にも、原則としてそれぞれの地名の由来を説く話が採録されている。それらの地名起源説話では、「いつ誰が何々をしたから」「ここには何々があるから」などという形で、各地名の由来が語られている。

このうち「誰が」の部分については、「品<sup>ほむだ</sup>太天皇」（応神天皇）やその土地の豪族の祖とされる人物名が書かれるほか、地元の神々が登場するものが合わせて一〇例近くみられる。それぞれの話の内容はすべて短めであるが、これらは古代の神前郡内の各地で語り継がれていた民間神話が断片的に引用されているとみるべきであろう。

#### ◆古代史研究チームの動き

古代史研究チームの四人は、これまで『播磨国風土記』各郡の関連地域をフィールドワークの場とする共同研究をすすめ、また一部、神前郡条の分析もおこなってきた（『香寺町史 村の歴史』通史編、二〇一一年など）。今年度、福岡町教育委員会からの依頼があり、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターの事業に関わる四人の研究者が、平成二三年の八月二十七日～二十八日の二日間、神前郡内の風土記故地のうち、とくに福岡町を中心とする地域の資料収集と現地調査研究をおこなった。

わずか二日間の調査期間であるので、十分な分析はできていない。以下の論者は、そのうちある程度研究成果があがっ

た神前郡条の史料をいくつか取り上げた。

まず第一章では、坂江・松下・高橋の三人が、それぞれの史料校訂と註釈結果について記した。第二章では、古市晃が「神前山と坂戸の神」という論考を書いた。

『播磨国風土記』神前郡条にみえる地名とその起源説話については、下の一覧表にある通り、かなりの分量に及ぶ。今年度は、そのうちわずかしか分析できておらず、現在の福崎町域を含む多駝里についてはほとんど論及していない。そのすべての説明は、来年度以降の課題としたい。

『播磨国風土記』の神前郡条にみえる地名一覧

郡里名	自然地名その他	里名	自然地名その他
神前郡		多駝里	邑日野 八千軍野 粳岡 城牟礼山
壱岡里	山使村		
	波自賀村	蔭山里	蔭丘 磨布理村 胄丘
	生野		
	大内川		
	湯川		
川辺里	粟鹿川		
	勢賀川	的部里	石坐神山 高野社
	砥川山		
	星肆山		
高岡里	神前山		
	奈具佐山		

(坂江  
涉)

## 一、『播磨国風土記』神前郡条註論

### ◆凡例

本研究では、『播磨国風土記』神前郡条のうち、現在の福岡町域を中心とした関連地域のフィールドワーク、およびそれを踏まえた各条の史料校訂と註釈をおこなった。以下はそれぞれの担当者がおこなった研究成果を「註論」という形で公表したものである。

それぞれの論考の文責は、各文末に記した担当者が負う。執筆にあたり参照した書物等については、つぎのように略記した。また『播磨国風土記』については、単に風土記と表記する場合がある。

〔凡例〕新考Ⅱ井上通泰『播磨国風土記新考』（大岡山書店、一九三一年。復刻版第三刷は臨川書店、一九八六年）、大系Ⅱ秋本吉郎校注『日本古典文学大系Ⅱ 風土記』（岩波書店、一九五八年）、鎌谷Ⅱ鎌谷木三次『風土記を中心とする播磨国郷土誌の研究 神前郡の部』（松本多喜雄氏による謄写印刷本、一九六九年。二〇〇八年にご子息の鎌谷博善氏により復刻版が刊行された）、町史Ⅱ福岡町史編集専門委員会編『福岡町史』第一巻・本文編Ⅰ（兵庫県福岡町、一九九四年）、新編Ⅱ植垣節也校注『新編日本古典文学全集Ⅴ 風土記』（小学館、一九九七年）、山川Ⅱ沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『播磨国風土記』（山川出版社、二〇〇五年）。また文中における底本とは、天理大学附属天理図書館蔵の播磨国風土記本をさす（『天理図書館善本叢書利書之部第一巻 古代史籍集』八木書店、一九七二年）。

(1) 『播磨国風土記』神前郡条(冒頭部)

神前郡。右、所<sub>三</sub>以号<sub>二</sub>神前<sub>一</sub>者、伊和大神之子、建石敷命<sup>①</sup>、山使村<sup>②</sup>在<sub>二</sub>於神前山<sup>③</sup>。乃、因<sub>二</sub>神在<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>名。故、曰<sub>二</sub>神前郡<sub>一</sub>。

神前郡。右、神前と号<sub>なづ</sub>くる所以は、伊和大神の子、建石敷命、山使村の神前山にあり。乃ち、神あることに因りて名となす。故に、神前郡と曰ふ。

①大系は「建石敷命」について、「伊和氏の支族が奉じた神」と指摘し、託賀郡法太里条に見える「建石命」と同神とみる。

②大系は「山使村」を「山崎村」の誤りとするが、底本にしたがう。新編は、原文「山使村」の存在は、文脈上やや不自然とし、傍書説、「山崎村」「山前村」などと訂する説、「神前山」の上へ移す説などについて紹介する。

③高岡里条にもう一度出るが、同条底本は「前神山」と記す。

#### ◆「かむさき」という郡名

本条は『播磨国風土記』神前郡条の冒頭にあたり、郡名の由来を記している。現在の福崎町域が含まれる古代の神前郡は、「神崎」「神埼」とも書かれることがあり、すでに七世紀末の史料に登場している。奈良県の藤原京跡で出土した木簡には、「（表）神前評川辺里（裏）三宅人荒人俵」などとみえる（評は後世の郡に相当する）。当時の郡域はかなり広く、北は現在の朝来市生野町あたりから、南は現在の姫路市砥堀あたりまでであった。

神前（神崎）という地名は他国にもみられ、近江国と肥前国には「神崎郡」が、常陸国久慈郡・周防国吉敷郡・伊予国伊予郡・豊後国大分郡などには「神崎郷（里）」があった。また『出雲国風土記』島根郡には、「加賀神崎」という岬があったと書かれる。それぞれの読み方について、たとえば『倭名類聚抄』（一〇世紀前半の百科辞書）には、「加无佐木」「加牟左支」などと記されているから、本郡の場合も、「かむさき」と呼ばれていたと思われる。

#### ◆郡名のいわれと神前山の所在地

この「神前」の地名のいわれについて、本条には、伊和大神の子の建石敷命が、山使村の神前山に鎮座することによると記されている。「神前山」があるという山使村の所在地については、後出の高岡里条によれば、おそらく同里内にあつたと考えられる。高岡里のおよその領域は、江戸時代の字名の地名考証などから、現在の福崎町北西部（市川右岸）から姫路市香寺町の北部地域（久畑・中村・北恒屋・南恒屋あたり）に及んでいたと考えられる（『香寺町史 村の記憶』資

料編、二〇〇五年、二〇頁)。したがって「山使村」および「神前山」は、このあたりのどこかにあったと推定される。その比定地について、現在もっとも有力な説は、新考で示された井上通泰説であろう。井上は新考の中で、吉田東悟の『大日本地名辞書』による「鶴居村大字神前の神前山」説を否定し、福崎町の大字「山崎山」説を唱えて、つぎのように記す。

土人の今も神崎山といふは、福崎町大字山崎の山にて、一名を山崎山又千束山といふ。さて其山の端に、郷社二之宮神社あり。俗に山崎明神といひ、国内神社記にも鎮守山崎明神とあり。播但線鉄道福崎驛の北に見ゆる森是なり。これぞ建石敷命の御座ならむ。建石敷命の建は、健の略字なり(新考、三八四頁。適宜句読点を付した)。

といい、地元で「神崎山」、ないしは「山崎山」「千束山」と呼ばれる山が、風土記の神前山であると説く。そして南麓にある二之宮神社(山崎明神とも)が、その祭場であったと指摘している。

また戦後鎌谷も、江戸時代の史料に「山崎村」がみえることを根拠にして同様の見解を説き、つぎのように述べた。

山崎は、古成層からなる神崎山(三二三・七米、比高約二二〇米)を背景にして、その南麓の洪積層台地が神崎川右岸の沖積低地に向かって挺出した比高約五米の附近を占地してをり、南東には神崎川中流の広大な神崎平野が一望の裡に展望される佳境にあり、播磨国内鎮守大小明神社記(播磨国神名帳)神崎郡十二社中の「鎮守山崎明神」に比定される山崎神社は、上記神崎山の南麓に鎮座してゐる。随つて、山崎(山前・山崎―突出した山の端の意)の地名は、このやうな自然地形から名を負ったものと考えられる(鎌谷、二頁)。



神崎山の山中の巨石群(2012年1月松下正和氏撮影)

このように郡名の由来になった「神前山」については、福崎町内の神崎山とみるのが有力視され、この南麓のあたりに古代の「山使村」があったと推定される。この山には、前述の二之宮神社境内の東側の尾根筋を登り口にして、そこから山の上に登ることができ、山上からの景色はとても眺めがよく、旧神前郡の南側の平野部の「国見」にも適したところである。山上のあちこちには、かつて信仰の対象となったとも考えられる巨石群らしきものも存在している。

これに関連して町史では、「山頂には、虎か熊が盤踞しているような形の大岩があって、建石敷命も元来はこの巨岩を依代として降臨する神であったことがわかる」と書かれている(町史、一七三頁)。二〇一〇年二月、筆者はこの山に登ったことがあるが、ここにいわゆるような大岩を確認することができなかった。今後、より詳細な調査が必要になるだろう。

#### ◆神前と「荒ぶる神」伝承

ところで風土記には、もともとこの神前山にいたという建石敷命が「伊和大神」の「子」と記される以外、どのような神格であった

かは書かれていない。しかし注目されるのは、古代の史料をながめてみると、「神前（神崎）」という地名に関わる神は、人の通交を妨害する「荒ぶる神」と語られる神話が多い点である。

たとえば『播磨国風土記』賀古郡粟栗里の舟引原条では、「昔、神前村に荒ぶる神ありて、毎つねに行く人の舟を半ば留めた」ので、往來の船はここに来て船を引き上げて行くのが常であったという。また『肥前国風土記』の神埼郡条に、神埼郡の「荒ぶる神」はたくさんの往來者を殺害したと記される。さらに『出雲国風土記』島根郡の加賀神埼条では、この岬の崖いづみ近くを船で通る時、船人は石を投げ、声を轟かして通過する。そうしないと神が現れて突風を起こし、船を転覆させてしまうからだと語られている。

一般に海や川などの水辺、内陸部の往來路などに向けて、山や長い尾根の先端が突出するような地形（「崎・岬」）のあたりは、水の流れが速く複雑であったり、尾根上や谷筋から吹きつける風が激しかったりするところが多い。そこを通ろうとする人間にとって怖ろしい、危険な箇所であったと考えられる。そのような場所における自然や地形環境の怖ろしさそのものが、各地の「神前（神崎）」の地における、荒ぶる神の話の形成につながったのであろう。

#### ◆交通の難所、要衝としての神崎山付近

これを踏まえて現在の福崎町内の神崎山付近の自然地形をみると、このあたりは東西の丘陵部が市川に向かって迫り、南北方向に走る交通路の幅がちょうど狭まり、あたかも神前郡の北側と南側の地を遮さかるような構造となっている。とくに

北側から現在の神崎山をながめると、「塞ぎ石」のような感を与える山容である。

地元での聞き取り調査によると、この山崎地区は、さまざまな方向の谷風が強く吹きつける場所で、とくに冬場は相当なものになるといふ。こうしてみると古代の他国にあった「神前」（神崎）の地と同じく、当地にも、荒ぶる神の話が作り語られる素地は十分あるといえるだろう。

つぎにこの付近の古い交通路については、少なくとも江戸時代、市川東岸の「但馬街道（生野街道）」とは別に、西岸の川沿いにも「たじま道」とも呼ばれる南北間を走る道が一本通っていたらしい。

福崎町立神崎郡歴史民俗資料館の調査によると、この旧道は、ちょうど問題とすべき風土記の「神前山」の東側の狭いすそ野、山崎地区の「千束」<sup>せんぞく</sup>付近を南北に抜けて行くルートをとるといふ。調査報告書には、この千束には、「明暦三年（一六五七）の郡内で最も古い法界万霊塔があり、石塔の前に、南北の道路が堰溝沿いに現在も残って」いると記されている（同『神崎の道』辻の出会いと道しるべ』福崎町教育委員会、二〇〇七年、七頁）。

#### ◆「センソク」の地元伝承

この「センソク」の地名について興味深いのは、本町出身の民俗学者、柳田国男がつぎのような伝承を紹介している点である。

播州でも、辻川の少し北にあたる山崎というあたり、市川の流れに山裾の崖がせまるところが、洗足とよばれていた。



千束よりやや北付近から南側をみる（右は神崎山）

今は千束と書いている。暗夜などにあの崖の下の川っぶちに沿った狭い道を歩いていると、崖の上の方から大きな足が出て、通る人の頭越しに川の水で足を洗うという話が伝わっており、それで洗足というのだと、土地の人はいつている（同「センゾクという所」へ同『故郷七十年（新装版）』神戸新聞総合出版センター、二〇一〇年〳三三三頁。初

出は一九五九年）。

柳田はこの伝えを巨人伝承の一種として捉え、さらには古代人の葬地に関する信仰との関連性も指摘する。しかし残念ながら『播磨国風土記』の説話との関わりについては言及していない。

ところが「大きな足」が出てきて人を脅かしたという崖側の山とというのは、前述のように、ちょうど風土記の「建石敷命」が鎮座するという「神前山」にあたる。柳田が紹介した少し怖ろしげな巨人伝承が、つい最近まで伝えられて来た根底の一つには、もともとこの付近の独特の自然地形のあり方にもとづいて形成された、「建石敷命」の「荒ぶる神」伝承が存在していたとは考えられないか。

『播磨国風土記』には書かれないが、古代の高岡里の山使村の人たちの間では、交通路の難所近くの神前山に鎮座して、その麓を行

き交う人々に襲いかかる「建石敷命」の怖ろしい神の話が、村の祭りの時などに語り継がれていたと推定しておきたい。それがやがては「センゾク」（洗足）の巨人伝承につながっていったと思われる。

おそらく古代のこの地域の人たちは、村祭りに際して、この恐ろしい神の「怒り」や「荒々しさ」を鎮め祭ろうとするとともに、それを繰り返すことを通じて、この荒ぶる神が自分たちの村を守護してくれることを期待していたと考えられる。一方この付近の道を通ろうとする人たちも、「建石敷命」の神に対して、交通難所の無事の通過と旅の安全を祈願する臨時の祭りをしていたのであろう。

つまり古代の神前山の麓の祭場では（たぶん複数あったと思われる）、地元住民たちの定期的な日常祭祀とともに、旅人たちによる臨時の神祭りもおこなわれていたと推定される。人の行き来が頻繁な道筋の祭場や神社では、祭りのあり方が単純ではなく、重層的な構造になっていたことに注意すべきであろう。

#### ◆伊和大神の「子神」系譜

なお風土記には、この神前山にいたという建石敷命が、伊和大神の「子」と記されている。この伊和大神は、穴しき栗つ郡の御方みかた里伊和村（現在の穴栗市一宮町付近）に本拠をおく伊和君氏らが奉斎したと考えられる播磨固有のローカル神である。記紀神話では一切その神名は登場しない。しかし『播磨国風土記』には関連する神話の断片が合わせて二六例みられる。

そのうち神自らが各地を巡行して「国作り」「国占め」「合戦」「求婚」等をおこなう話が一七例、各地で大神の「子」



宍粟市一宮町嶋田大谷付近からみた伊和神社の社叢（2010年撮影）

「妻」「妹」などとされる神の説話が九例にのぼる。これを郡別にみると、宍粟・揖保・讃容郡のほか、餅磨・神前・託賀の計六郡にも及ぶ。その信仰圏が西播地域のみならず、中播・北播地域にまで広がっていることがわかる。まさに播磨最高の土地神といえるだろう。

風土記によると建石敷命は、このような勢力をもつ伊和大神と「親子関係」にあるという。もちろんこれは事実を語るのではなく、ある時期になって、擬制的に語り出された伝承の一つとみるべきであろう。宍粟郡の伊和大神と神前郡の建石敷命は、本来それぞれの土地で祭られていた、別々の独立神格であったはずである。

ところがある時期になりこのような伝承ができた背景には、伊和大神との「血縁上」のつながりを強調することにより、それを奉斎する勢力と、服属・同盟関係に入ろうとする地元集団の思惑があったと思われる。神前郡の高岡里付近においてどのような氏族が居住し、それが伊和君氏らとどのような同盟関係をもっていたかは、今のところ不明である。今後、新たな史、資料発見により、研究が進展することを期待するばかりである。

（坂江 渉）

## (2) 『播磨国風土記』神前郡川辺里条

川辺里。(勢賀川。砥川山)。土中下。此村居<sub>二</sub>於川辺<sub>一</sub>。故、号<sub>二</sub>川辺里<sub>一</sub>。所<sub>二</sub>以<sub>一</sub>①勢賀<sub>一</sub>者、品太天皇狩<sub>二</sub>於此川内<sub>一</sub>、猪鹿多。約<sub>二</sub>出<sub>一</sub>②於此処<sub>一</sub>殺。故、曰<sub>二</sub>勢賀<sub>一</sub>。所<sub>三</sub>以<sub>二</sub>云<sub>一</sub>砥川山<sub>一</sub>者、彼山砥。故、曰<sub>二</sub>砥川山<sub>一</sub>。至<sub>三</sub>③于星出<sub>一</sub>狩、殺。故、山名<sub>二</sub>星肆<sub>一</sub>。

川辺里。へ勢賀川。砥川山。土は中の下なり。此の村、川の辺に居り。故、川辺里と号く。勢賀といふ所以は、品太天皇、此の川内に狩したまひしに、猪鹿多にあり。此処に、約き出して殺したまひき。故、勢賀といふ。砥川山と云ふ所以は、彼の山に砥あり。故、砥川山と曰ふ。星出づるに至るまで狩して、殺したまひき。故、山を星肆と名づく。

①新考・大系ともに、所以の下に「号」か「云」のいずれかを補うべきであるとする。文脈からはそうだが、底本のままにしておく。

②新考は、約出の「出」は下文の「彼山」の下にあるべきなのが誤入したかと想定する。また「約」の字も「阨」(ふさがる・せまいの意)などの誤字かとする。

③新考は、「至于星出狩殺故山名星肆」の十一文字を、「故曰勢賀」の次にあるべきとする。大系も、勢賀川の記事に追

録した記事が不適当な位置に挿入させられたものとして、新考に従い記載位置を訂正している。しかし、砥川山の伝説上の名称が星肆であり、同一の山を指すので、位置を訂正する必要はなく、底本のままにしておく。

#### ◆諸注釈書では不明とされた砥川山の比定地

砥川山の地名由来は、砥石を産出することによって困っている。井上通泰『播磨国風土記新考』（大岡山書店、一九三一年）所収の栗田氏標注では、「名跡志二曰ク。蔭山郷砥堀村砥堀山八飾東郡ト相接セリト。説上二見エタリ」とあり、砥堀の砥堀山説をとる。しかし、井上通泰氏は同書にて、「砥川山は今詳ならず。瀬加村には今笠形山・大谷山・加茂地山などあり。栗田氏が砥堀村砥堀山に擬したるはいみじき誤なり。瀬加村は本郡中部の東偏にあり砥堀村は本郡の南端にありていたく相離れたり」、「星肆はホシクラとよむべし。ホシクラはげに星闇の義ならむ。ホシクラ山は今知られず」として、栗田説の砥堀山説を批判。瀬加村（現・市川町瀬加）内のいずれかの山にあてるが不詳とする。また砥川山と星肆山とは別と考えた。

一方、秋本吉郎校注『風土記』（岩波書店、一九五八年）では、「遺称なく所在地不明」とするものの、砥川山を星肆山と同一と考える点で井上説と異なっている。また、植垣節也校注・訳『風土記』（小学館、一九九七年）では、「星肆の古来からの名は砥川山であった。星肆は伝説上の呼称」とし、所在地を不明とし、星肆山と同一と考える点は秋本説と同じであるが、星肆山と砥川山との名称に関する前後関係について触れているのが特徴的である。なお、植垣節也「播磨国風

土記注釈稿(一一)(神前郡・託賀郡)」「『風土記研究』第一五号、一九九二年)では、鎌谷木三次『風土記を中心とする播磨国郷土誌の研究』(一九六五年)を紹介し、「遺称は存しないので、所在地は判らない。然し、瀬加村村誌引く文化七年四月、下瀬加村諸邑改め文書の百姓持分山 三十二ヶ所の中に『砥石の谷』が所在するので、参考の為附記する」という鎌谷説を紹介しているが、注釈書では反映されていない。なお、『福崎町史 第一巻本文編I』(一九九四年)も、「ホシクラ山という名はいまは失われてしまつてどの山のことかわからない。『砥川山』は砥石を産出するのでその名がついたとする。瀬加には、笠形山(九三九メートル、この付近では最も高い)・大谷山・加茂地山などがあるが、どの山なのかわからない」として、基本的には新考と同じ説を踏襲している。

#### ◆地元から出た二つの異なる比定地

このように、諸注釈書では、ながらく不明とされていた「砥川山」(II星肆山)の比定地であったが、近年地元から異なる二つの比定地説が登場している。一つが、市川町の浅野の山で、もう一つが、福崎町の日光寺山である。これらの説は、諸注釈書にも『福崎町史』にも引用されていないので、ここで改めて紹介してみたい。



現在の瀬加の風景

## ◆市川町浅野の山説

『ぶらりいちかわ散歩道―総集編―』（市川町教育委員会、二〇〇六年）によれば、

浅野と小畑を結ぶ道は「天神坂」と呼ばれています。小畑天満神社の前を通るために、この名がついたのでしょう。

ここには、おもしろい言い伝えがあります。毎年11月になると、日本国中の神さまが出雲大社に集まることになっています。小畑天満神社の神さまも、この坂を越えて出雲へ向うわけですが、坂の頂上から少し浅野の下ったところに砥石の材料となる石が山からむき出しになっています。神さまはここで包丁を砥いでから、出雲へ行きます。そして、全国から集まった神様たちの料理番となって、腕をふるうそうです。浅野には砥石に適した石がたくさん出ていたそうです。

とある。市川町教育委員会生涯学習課の原田和幸氏に聞き取りをしたところ、この記述は地元で伝わる伝承を紹介したものであるとのことであった。ただ、小畑天満神社の宮司である松田光生氏（姫路神社宮司）に電話取材したところ、東小畑には蛸石山があったが、砥石に関する伝承は聞いたことがないということであった。なお、『兵庫県神社誌』（兵庫県神社職会、一九三八年）所収の「郷社天満神社（神崎郡）」項にもこの伝承はみえない。

また『神崎郡誌』（兵庫県神崎郡教育会、一九四二年）によれば、昭和一六年（一九四一）段階で浅野に「藤本金剛砥石製造工場」があった。現在も、「稲研砥石工業」という砥石加工



現在の小畑天満神社

を営む工場がある。稲研砥石工業に電話取材をしたところ、京都から砥石の原石を仕入れて加工しており、地元の石は使用しておらず、過去に浅野の山から砥石を採掘したという話しも聞いたことがないとのことであった。

ただ、日光寺山の北側、市川町の谷筋に「トイ谷」という字が残っており、三月八日に福崎町教育委員会のメンバーとともに実地調査を行った。地区の古老からの聞き取りでは、トイは「樋（とゆ）」のことではないかということであった。トイ谷付近から砥石をとっていたという伝承は聞くことができなかったが、現地を歩いてみたところ、砥石にするのに適した平滑面の多い砂岩が多数散在していた。また、さきの古老によると、かつて砥石をとっていたのは上田中地区であり、そこには「ハエヤマ（灰山）」とよばれる石灰岩の採掘のためのトンネルがあったという。

以上、二〇一一年八月二十八日・二〇一二年三月八日の現地調査や、二〇一二年一月三十一日の電話取材では、上田中をのぞき、砥石が産出する谷の所在や小畑天満神社の伝承を確認することができなかった。今回は現地調査時間が不足していたため、来年度はさらに市川町内での砥石伝承に関する聞き取りを行う予定である。ただ、浅野付近に砥石に関係する遺称地が残っていない点からもこの説は再検討の余地があると思われる。



トイ谷に散布している砂岩

### ◆福崎町日光寺山説

一方、「砥川山」を福崎町内の日光寺山に比定する説が大沢政雄氏によって提唱されている。亀坪の区長河嶋氏への聞き取りから、

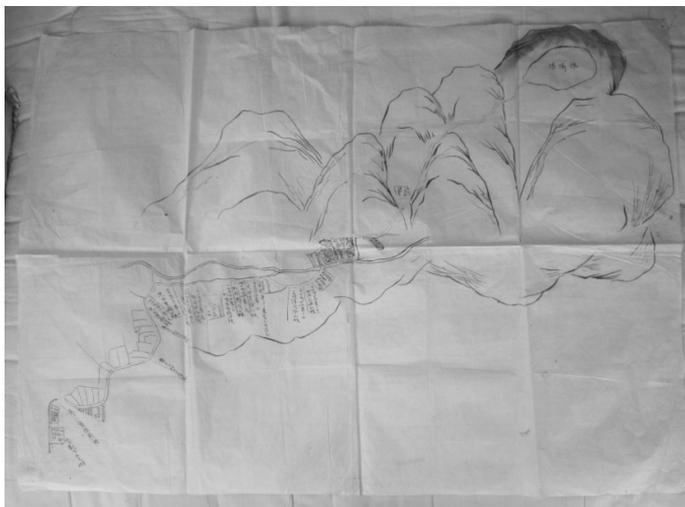
① 后谷砥石山については直接分らないが、トダニにトイシダニがある。トダニは大きな谷全体の名称でその中には小さな谷が沢山ある。その小さい谷の一つにトイシダニがある。その位置は日光寺に参る広い道の途中から入るもので、日光寺本堂から約1kmほど下のあたりであり田原財産区の山である。区長さんも若い時ここから砥石を採って帰り鎌などを研いでいたといわれる。しかし現在は土が上から落ちてきて分らなくなっているという（「福崎町の遺跡・遺物より（四）―「播磨国風土記」の福崎町を中心として―」『かたりべ』第七集、一九八七年）。

② この辺りは日光寺山と呼んでいる。以前砥石を取っていた場所は、今電々公社の大きな中継所が出来ているが、その場所を含んで、前下方の狭い谷の底の部分である。日光寺の西国三十三観音石造物の始まりに近いところで、井ノ口の東の谷を流れている谷川の、源に当たる。この砥石の出る谷は、現在砥石谷と呼ばれているが、とだに（砥谷？）といわれることもある（「播磨風土記川辺里の砥川山は亀坪の日光寺山ではないか？」『かたりべ』第一三集、一九九三年）

とする。福崎町教育委員会の村上由希子氏が日光寺住職の安井氏に聞き取り調査をしたところによると、確かに今でも「トイシダニ」と呼ばれる谷はあるということであった。

この説を検証すべく、二〇一二年一月一日に「トイシダニ」と思われる北浦谷の現地調査をおこなった。ただし、この谷では、砥石ではなく石灰岩を採掘していたという。教育委員会のご高配で、石灰岩採掘に関する絵図（「東田原石灰関係絵図」）を管理している加治谷区長の黒田義孝氏をご紹介いただいた。この絵図は、かつて福崎町史の資料編を編纂する際に調査されていたもので、「加治谷・96・福崎町史編纂室」というラベルが貼られていた。この絵図は、明治二七年頃の原図の写しであるという。黒田氏のご案内で採掘場の跡地と思われる奥池の奥の方（北東の方角、地元では「ナミヤ」「ナミア」と呼ばれている所）まで歩いていった。砂防ダムの設置や針葉樹の植林などにより、かなり地形も変化しているとのことで、谷筋に露出している砂岩や泥岩層は若干確認できたものの、採掘場の跡は判然とせず、砥石の材料となりそうな原石についても発見には至らなかった。また、黒田氏は、北浦谷で砥石が取れたという伝承はご存じないとのことであった。

ただ、三月八日に改めて、兵庫県立人と自然の博物館の古谷裕氏に、再度北浦谷の現場をご覧いただいたところ、石の質としては、砥石になりうるだろうとのことであった。また、「福崎町地形・地質図」（『福崎町史』第三巻付図Ⅰ）によれば、奥池の北側や、東田原と市川町上田中との境界付近で砂岩ブロックがみられ、砂岩はきめの粗い荒砥の素材として使われることが多いことから、砥石の原石の産出地



加治谷区所蔵の石灰岩採掘絵図

として北浦谷（トイシ谷）は有力な候補地とみてよいだろう。

#### ◆亀坪の谷筋

もう一ヶ所石灰岩の産地として、亀坪の中池付近の谷筋がある。青田一氏の説によれば、東大貫にある小字「石引」の由来を、

亀坪に石灰岩が発見され、鉄車と人力によって峠を汗と泥との苦勞で運び続け、東大貫で石灰焼釜、その後西大貫で二ヶ所釜を造り石灰石を運んだ峠のことで石引となる。又亀坪の日光寺砥石として、ちよつと鉄分が入っているものがあるが、砥石として名高い（「大貫」『かたりべ』第一六集、一九九七年）

とする。今回は、調査時間がなく、亀坪の谷筋を調査できていないが、先述の「福崎町地形・地質図」によれば、中池の西側斜面の山裾には砂岩ブロックが、また日光寺付近にも砂岩ブロックがある。「日光寺砥石」の原石がこれらの砂岩層より採掘された可能性もあるだろう。また、縄文から鎌倉にかけての複合遺跡である西大貫遺跡から砥石と思われる石が二つ出土している（一九九一年九月）。三月一〇日に実見したところ、ひとつは全長が一五センチメートルほどで、研磨面がカーブを描いている特殊な物であったが、もうひとつは全長が八センチメートルほどの直方体で、平滑な研磨面が確認できた。

北浦谷や日光寺付近とともに次年度に確認調査の対象としたい。

いずれにせよ、「トイシダニ」という砥石に関わる地名が残っていること、砥石の採掘に関わる伝承が最近まで確認できることから、市川町域の谷筋も含めて、日光寺山系を「砥川山」の比定地の有力な候補地の一つとして改めて確認しておきたい。

#### ◆川辺里（郷）の広がり

『播磨国風土記』川辺里条にみえる地名に、「川辺」や「勢賀川」が含まれており、なおかつ「砥川山」の遺称地がこれまで未詳とされていたことから、これまでは市川町の岡部川流域を中心とした地区を川辺里の領域として考えることが多かった。しかし、神崎郡条の地名標目が総じて北から南に向かって地名を記載していることを考えると、勢賀川の次に記載されている砥川山は、勢賀川（岡部川）よりも南の山とも考えられるのではないか。もしこのような想定が成り立つのであれば、現在の市川町域と福崎町域の境界である日光寺山系を砥川山に当てることもあながち荒唐無稽の話ともいえないであろう。

また、川辺郷の郷名を継承する中世の郷のうち北部地域をさす「河述北条」は、市川中流域東岸および小畑川流域にあたり（現、屋形・浅野・小畑・東川辺・西川辺）、一方福崎町の大貫は江戸期の「村翁夜話集」に「川辺南庄」と記され、これは田原庄とともに古代の川辺郷の南条に属したことの名残であるという（『兵庫県の地名Ⅱ』平凡社、一九九九年）。中世の名称ではあるが、古代の川辺里が福崎町域を含むことの証左として考えたい。



西大貫遺跡出土の砥石

東田原（大門遺跡皿池ノ下地区・大門岡ノ下遺跡・加治谷垣ノ内遺跡・加治谷大谷遺跡・加治谷藪下五反畑遺跡）や西田原（西広畑遺跡・池ノ谷中池遺跡）に古墳時代から平安期集落遺跡が分布することもからも、これまで未詳とされていた「砥川山」が福崎町域の日光寺山系だと判明すれば、川辺里（郷）を福崎町田原地区にまで展開すると考えることも可能となるだろう。その意味でも、「砥川山」の比定地調査は、古代の川辺里（郷）の領域の再検討へつながるものである。

◆市川沿いに展開する砥石伝承のもつ意味

なお、市川沿いの砥石伝承は本条以外にも、神前郡蔭山里磨布理村条と飾磨郡大野里砥堀条の二ヶ所に見え、それぞれの現在の姫路市豊富町御蔭や砥堀付近を指すと考えられている。播磨国風土記の中で砥石伝承が集中するのは市川沿いだけであることが注目される。

『播磨国風土記』神前郡蔭山里条

蔭山里。蔭丘。青丘。土は中の下なり。蔭山と云ふは、品太天皇の御蔭、此の山に墮ちき。故、蔭山と曰ふ。又、蔭岡と号く。爾して、道を除く刃、鈍くありき。仍りて、云ひたまひしく、「磨、ほりこ」といひたまひき。故、磨布理村



と云ふ。

『播磨国風土記』 飭磨郡大野里条

大野里。へ砥堀。土は中の中なり。右、大野と称ふは、本、荒野とありき。故、大野と号く。志貴島宮御宇天皇の御世に、村上足島等が上祖恵多、此の野を請ひて居りき。乃ち里の名とす。砥堀と称ふ所以は、品太天皇の世に神前郡と飾磨郡との堺に、大川の岸の道をつくりき。是の時に、砥を堀り出しき。故、砥堀と号く。今に猶在り。

砥石は、研ぐ順序によって、荒砥・中砥・仕上砥と、次第に石の粒子が細かいものが使われる。これらの砥石は、流紋岩中の堆積岩部分の、粘板岩・砂岩などの非常に粒子の揃っている岩相部分が、それぞれ荒砥・仕上砥用などとして採集、利用される。姫路市東端の飾東町小原の採石場で非常にきめ細やかな粘板岩層が見られ、仕上砥用としても利用しうるものらしい。また、神河町の砥峰高原近くにも砥石の産地があったようで、明治・大正の頃までは付近の村人によって砥石が拾い出されたという(田中眞吾・松下まり子「風土記時代の自然環境」『風土記の考古学② 播磨国風土記の巻』同成社、初版一九九四年、第二刷二〇〇五年)。

それでは、何故市川流域にのみ砥石伝承が集中するのであろうか。右記の二つの砥石伝承が、いずれも品太(応神)天皇による大川(市川)沿いの「岸の道」開発に必要とされた砥石にかかわるものとして語られていることと関係がある。もちろん、応神の世に南北交通路としての「岸の道」が開発されたとする風土記の記述をそのまま事実として認めるわけにはいかないが、道路開発の際に必要な「道を除く刃」(鉄製刃物類)を研磨するものとして砥石が認識されていたこと

は認められるのではないだろうか。

高岡真美氏によれば、『延喜式』の各条文に、「砥」と刃物が併記されている場合は、それらの砥石がいずれもその刃物を研磨するために必要とされたものであるとしている（『古代文献にみる砥石』『古代文化研究』第一八号、二〇一〇年五月）。そこで挙げられている刃物類としては、「小斧」「鑿」「長刀子」「短刀子」「薬刀」「刀子」「鍬」「小刀」「鉋」「氷刀」「鉞」などがある。以上の刃物類はあくまでも平安期の『延喜式』にみえる刃物類であり、神前郡蔭山里条に記載されている「道を除く刃」として想定されている鉄製刃物類が、具体的に何を指すのかは明らかではない。しかし、砥石自体は、弥生時代前期において大陸系磨製石器とともに伝播したもので、弥生期より提げ砥（携帯用小砥石）も既にあつたという。加西市の保木山1号墳（五世紀末～六世紀初）では、主体部から「石枕」として転用された砥石が見つかっており、呪術的な意味合いをもつ砥石が古墳時代にはあつたが、七世紀以降は砥石の呪術性が失われ副葬されることもなくなり、本来の研磨という用途を果たすようになるという（角南聡一郎・田部剛士「古墳出土砥石の基礎的研究―近畿地方の事例―」『奈良大学大学院研究年報』七号、二〇〇二年三月）。「正倉院文書」にみえる奈良期の造営関係文書にも砥石の購入記録があることをあげるまでもなく、播磨国風土記が作成された奈良時代には、すでに鉄製刃物類を研磨するための砥石は存在していた。また、さきに見たように、町内の西大貫遺跡からも砥石が出土している。

大野里条には欽明天皇の頃に村上足島らの祖先がこの土地を請い、開発をおこなったとある。また、『播磨国風土記』神前郡多駝里条には、百済人が古代山城として築いた「城牟礼山」が存在したとあり、その百済人の子孫が川辺里の三宅

人夜代たちであると伝えている。市川沿いに砥石伝承が集中する理由の一つとして、王権の命による、大川（市川）の開発主体としての渡来系氏族が分布していることをあげておきたい。

#### ◆おわりに

以上、縷々と述べてきたが、砥川山の比定地として北浦谷（トイシ谷）や亀坪の谷筋、市川町域のトイ谷や上田中を含めた日光寺山系の山々に注目していきたい。もちろん、現在に砥石伝承や砥石の採集地が確認できることだけをもって砥川山の比定が可能なのではない。今後とも、聞き取り調査を続けるとともに、近世の絵図や古文書類なども援用しつつ、「砥川山」など砥石伝承の遺称地や、砥石の採取の有無について丹念に遡りながら、市川沿いに展開する砥石伝承の意味を古代王権と神崎郡との関係の中に位置づけなおし検討を加えていきたい。最後になりましたが、砥石の調査に協力してくださった全ての方々に厚くお礼申し上げます。

（松下 正和）



ぬか岡（城牟礼山）の比定地付近（姫路市）

(3) 『播磨国風土記』神前郡高岡里条

高岡里。(神前山。奈具佐山)。土中々。右、云<sup>二</sup>高岡<sup>一</sup>者、此里有<sup>二</sup>高岡<sup>一</sup>。故、号<sup>二</sup>高岡<sup>一</sup>。

高岡里。神前山。奈具佐山。土は中の中なり。右、高岡と云ふは、此の里に高岡有り。故、高岡と号す。

◆『風土記』の空間認識

『風土記』は古代の地方行政組織である国・郡・里ごとに項目立てを行って記述されている。こうした点から、中央から派遣された国司を中心に編纂された『風土記』は国郡里制の枠組みに依った中央からの視点で地方を記述した地誌であるといわれる。里ごとに挙げられた各項目の地名などはその里に所在したと考えられるところから、里には領域が定められていたことがうかがえる。

ただし、同一里内に挙げられていても距離的に離れているなど、同一里の領域内に所在したことが考えにくい記述例も部分的には存在している。領域以外の理由によって同一里に項目立てられている可能性もありうるが、それは『風土記』の記述がもっている独自の空間認識、政治空間の表現であることが考えられる。このように考えると、『風土記』高岡里条の項目として神前山、奈具佐山、高岡の三項目が挙げられていることは、古代の高岡里がどのような地域と捉えられていたのかを探るヒントになるであろう。

#### ◆神前山と奈具佐山の位置

神前山は『播磨国風土記』神前郡条の冒頭に、伊和大神の子・建石敷命がここに鎮座した場所として記述されている。これは現在の福崎町山崎にある神崎山に相違ないであろう。麓には二之宮神社が所在し、神崎山を遙拝する位置にある。神崎山の山頂近くに神体山信仰の対象となる磐座がありはしないかと登って調べてみたが、確認はできていない。

しかし、神崎山が市川と挟まれた狭隘部に臨む場所に所在し、その狭隘部には柳田国男がいう小字「千束」が存在すること、また後背に坂戸山が有る点からもこの地が神前郡内の市川筋の南北交通の要衝であり、神崎山に鎮座する建石敷命はその交通を支配する神として崇められていたのであろう。この神は神前郡の地名起源ともなり、郡冒頭に登場するのにふさわしい神であると理解できる。その神前山が領域的には高岡里に所在することは、神前郡の空間認識上に占める高岡里の位置を押し量ることができよう。

奈具佐山は現在の七種山である。七種山に発する七種川は高岡を通って市川に合流するが、付近を通る県道福田田口線は福田の旧集落近くを通過して福崎、西田原の辻川へと福崎町の中心部分へ至る。福崎・辻川は北条へ至る東西交通と市川筋の南北交通の結節点となっている。

#### ◆高岡里と「高岡」の山容

『播磨国風土記』高岡里条の記事内容としては、神前郡の他の稜岡里や多駝里などの記事内容と異なり、神々などが登

場するような豊かな説話的なものが記載されていない。高岡里の領域ないし政治空間に神前山、奈良佐山が所在することを伝えるのみで、神前山の地名起源説話は神前郡の冒頭に委ねられている。地名起源を語るのは「此の里に高き岡有」るゆえ、里名が高岡里となったと語るのみである。説話性の乏しい記事であるが、むしろ高岡里そのものを理解するうえではこの高岡に注目すべきであろう。

高岡は福崎町高岡に所在する標高二二五メートルの山丘にほかならない。市川右岸及び七種川が市川と合流する手前の流域から西を望むと、「高岡」の円錐状の秀麗な山容を見ることができる。高岡里のシンボルと見えなされた山丘と考えることができる。高岡を望みみることができると、里を成立させた開発地であった可能性が高い。

七種川と市川が合流する地帯は歴史時代において河川の旧流路が入り乱れ、氾濫原が広がっていたが、福田、福崎、辻川などの前近代から続く集落及び街道は最低位の段丘面に立地している。これを福崎面という。七種川の上流の谷底平野は下流に至ると侵食作用によって上流側の谷底平野を削りこんで数段にわたる段丘地形を形成している。七種川では板坂新田付近からそうした段丘地形が発達し、この福崎面は典型的な河岸段丘地形を発達させる市川沿いの低位段丘へと連続する。福田付近は七種川と市川右岸の低位段丘である福崎面上に発達した地域であり、七種川をはさんだ対岸の神谷付近にも福崎面が広がっている（『福崎町史 第三巻 資料編ⅰ』一九九〇年、福崎町）。この地から七種川上流方向に向かうと秀麗な姿を見せるのが高岡なのである。福崎面上に広がる高岡里が福崎・辻川から北条へ至る東西交通と市川筋の南北交通の結節点に位置しているという空間認識、そしてこの地の地域景観のシンボリックな存在としての高岡の山容はまさ

に『風土記』高岡里条の記述を裏づけるものと解釈することができるであろう。

#### ◆段丘面の開発と市川の氾濫原

古墳時代と奈良時代の福崎地域の集落遺跡は八千種地区に五か所ほど集中して見つかっているほかに東田原、西田原地区からも遺構が出ているが、これらは西田原地区の薬師山の裾野など福崎面よりも上位の段丘面や扇状地にあたる。町域内の古墳時代後期の古墳群も丘陵の裾野など同様の立地である。奈良時代から平安時代の掘立柱建物跡と金銅帯金具が出土したことで注目される矢口遺跡は七種川を溯った高位段丘面に位置している。里を構成した古墳時代から奈良時代にかけての中心的な集落の立地は中下位段丘面や山地裾野の扇状地であったと見られるが、一方で古瓦が出土し奈良時代の寺院跡である福田無量寺跡は福田地区の旧集落に位置し、低位段丘の福崎面上に立地する。『風土記』高岡里条が示すように、奈良時代を前後するころ市川・七種川の氾濫原よりやや高位の低位段丘である、福崎面の開発・耕地化が進みつつあった可能性がある。



七種川流域から望む高岡

一方、市川と七種川の氾濫原の土地利用はどうであったろうか。それについて参考になる史料が『日本三代実録』元慶六年（八八二）一月二一日条の勅である。山城、大和、美農、播磨、備前各国の禁猟区に関する再度・新規の禁制が出されている。播磨では賀古郡、印南郡、賀茂郡の野や河原とともに神崎郡では北河添野と前河原の地が挙げられている。両所の神前郡内における所在地は不詳だが、同勅によれば播磨国で挙げられているのは加古川下流部の賀古郡野、印南野を除けば賀茂郡の宮来河原、尔可支河原と神崎郡のそれであり、賀茂郡や神崎郡のような山間を河川が谷地形を形成している地域では、禁猟区とされたのは「河原」と称されるような河川氾濫原とみるべきであろう。

『風土記』は川辺里の勢賀などにも狩猟にまつわる伝承を載せているが、市川支流岡部川の上瀬加・下瀬加地区はかなり狭い谷筋であるので、禁猟区としての「河原」の名称にふさわしくないであろう。北河添野・前河原の候補地としては市川の氾濫原の「野」「河原」を考えるべきである。そこで候補地としたいのが、福崎町福崎から、福崎新、西治、高橋、南田原、姫路市船津の一带の市川沿岸の氾濫原地帯である。福崎にはちょうど七種川が屈曲している辺りに小字名「野添」があり、西治側にも「北野添」「下野添」がある。船津町の北辺にも市川沿いに「上野添」「下野添」の小字名が存在している。「添」の地名語源は不詳だが、この一带に「添」の地名で呼ばれた氾濫原の野があったのではないか。さらに西治と福崎新にかけての市川右岸に「下河原」「東河原」の小字名がある。河川沿いに小字名「河原」があることは全く特別なことではないが、福崎町内の市川沿いで小字名「河原」があるのはこの付近だけである。このことの有意義性を認めたいと思う。



#### 福崎面段丘上に立地する福田地区

以上の点から『日本三代実録』元慶六年（八八二）二月二一日条に禁猟区としてみえる北河添野と前河原の候補地を七種川と市川の合流点下流の氾濫原としたい。さらに下流の香寺町犬飼の地名が猟犬や土地管理のための部民犬・犬飼と関わるものとする、これも禁猟区の証左といえるかもしれない。

#### ◆神前郡の中心・高岡里

犬養・犬飼地名に関しては、王権のミヤケと関わるという先行研究が存在するが、禁猟区にしてもミヤケにしても王権と密接である点で共通していよう。

その論点を深めることはここでは割愛するが、神前郡の中心地としての高岡里にふさわしいといえよう。古代の高岡里は市川と七種川の合流点に位置し、南北交通、東西交通の要衝として神前郡の重要な位置を占めた。当地の開発は福

崎面と呼ばれる低位段丘上の開発によって里として発展していった。そのなだらかな段丘から望まれる「高岡」は文字通り高岡里のシンボルであった。市川氾濫原の低地は粗放的な土地利用として禁猟区とされた可能性がある。中央の王権とも密接に関わりをもちながら市川流域を開発することによってこの地の歴史を刻んできたのである。

（高橋 明裕）

## 二、論考編

### 神前山と坂戸の神

古市 晃

#### ◆神前山と神前郡

『播磨国風土記』（以下、風土記と略記）神前郡条には、山使村の神前山に伊和大神の御子、建石敷命があることによつて神前山と名づけ、郡名も神前郡と名づけたと記されています。山使の語は、すでに指摘されているように、風土記の写本を作る際、山崎を誤って写したものと考えてよいでしょう。古代の郡は、人々の生活の単位や行政の区画として重要な意味を持っていました。その郡名の由来とされていることからすれば、神前山は神前郡を代表する重要な地点であったこととなります。

#### ◆伊和大神の御子

風土記にみえる神前山とは、山崎の地名が残ることからみて、現在の福崎町山崎北方の神崎山がそれにあたる可能性が高いと思われます。風土記では、神前山は神前郡高岡里に含まれています。

神前山に祭られた神とは、伊和大神の御子とされる、建石敷命にあたります。風土記の他の条文には、同じ伊和大神の御子として、建石命も登場します。名がよく似ていることから、両者を同一とする説があります。建は大長谷若建（雄略天皇の名）と同じく、勇猛な、という意味の美称で、敷は神がそこにあるという意味の敷き坐す、などの用いられ方があるので、同一の神として考えてよいでしょう。石が神崎山にあるといわれる磐座を指すとする説もありますが、一方で、伊和大神の御子神として、他に石龍比古命、石龍比賣命の兄妹神がみえるなど（揖保郡出水里条）、石に関わる名が多く見える点にも興味を引かれます。今後の検討が必要でしょう。

#### ◆坂戸の神

建石敷命の坐す神前山の北麓には、坂戸の地名があります（現市川町坂戸）。サカトとは、坂の前に戸（門）があるような状態をいい、坂にさしかかる手前の平地を意味しています。このような形状の土地が坂戸（坂門）と呼ばれるのはめずらしいことではなく、古代の史料にもサカトの地名を到る所につけることができます。

サカトと呼ばれるような地形は、しばしば土地の境界となる場所であり、そのような場所には神が祭られることもまた多かったのです。サカトの名を持つ神社も、また各地に存在しています。そのような意味でも、古代人が神前山に神を祭ったことには納得できます。

なお福崎町域に生まれた民俗学者、柳田国男は、その随筆集『故郷七十年』で、山崎の「市川の流に山裾の崖がせま

るところ」が洗足（千足）と呼ばれ、崖の上から大きな足が出て、通行人の頭越しに川の水で足を洗うという伝説を紹介しています（「センソクという所」）。柳田はこれを古代人の埋葬地との関係で理解しようとしているのですが、それはともかく、このような伝説が生まれた背景には、この地が伝統社会の中で交通の要衝として機能し続けた事情を考えることができるでしょう。

神前山北麓の坂戸の場合、市川の両岸に山が迫っていて、南北交通の要地であることがよくわかります。福崎町山崎の側に出れば、瀬戸内海へ通じる市川沿いに平野が広がっていますし、坂戸の側に抜ければ、山がちな地形となります。こうした場所に祭られたのが伊和大神の御子神、建石敷命であったことにも、また興味深いものがあります。

#### ◆播磨地域と中央政治集団

ふたたび風土記に戻れば、神前郡高岡里の南側に位置する同郡多駝里には、佐伯部の始祖とされる阿我乃古があり、多駝の土地を得ることを品太天皇（応神天皇）に要請したことが記されています。佐伯部はこの場合、捕らえられて各地に移された東北地方などの蝦夷をいいますが、阿我乃古は佐伯部の始祖ではなく、彼らを統率した佐伯直と関わる存在であったことは、すでに指摘があります。佐伯直は大和を中心とする中央政治集団との関係が強く、播磨地域の支配権を認められた播磨国造に任じられた集団と考えられています。

神前山に坐す建石敷命は、播磨北部の伊和大神を祭る集団の勢力を代表し、一方の多駝里に拠点を持つ佐伯直は、中央

政治集団と密接な関係を持つ播磨南部の勢力を代表して、神前の地で向かい合っていたこととなります。

このように考えると、市川町域に推定される神前郡川辺里に、中央政治集団の直接的な支配拠点である、ミヤケ（屯倉。三宅などとも表記）が置かれていた可能性が高いこと、また高度な土地開発技術を持つ百済人が住んでいたと伝えられることも、合理的に解釈できることとなります。

つまり神前山周辺の地は、伊和大神を祭る集団と、中央政治集団の支持を得た播磨南部の集団が対立する、重要な拠点であったのではないのでしょうか。風土記の牧歌的にみえる記述の背後には、このような地域間相互、また中央と地域の複雑な政治関係がからみ合っており存在すると考えます。

#### ◆今後の課題

ただしこのような拠点が、福崎町域のほかに存在しなかったわけではないでしょう。風土記からは、神前山周辺をめぐる対立伝承とよく似た伝承を、いくつか見出すことができます。これらの伝承を相互に比較検討することが、福崎町域の古代史を客観的に位置づけることにつながります。

風土記を深く読み込みながら、埋もれた地域の歴史を掘り起こす試みは、まだ始まったばかりなのです。

## おわりに

以上が、本年度に坂江・古市・松下・高橋の四人がおこなった『播磨国風土記』神前郡条の共同研究の成果である。前述のように、わずかな調査期間での研究で、質量とも十分な分析はできていない。今後フィールド調査とともに、風土記の条文の史料校訂、および十分な時間をかけた共同討議をやってみたいと思う。

(坂江 渉)